

函館市新廃棄物処理システム検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 函館市における中間処理施設や最終処分場の整備を含めた新たな廃棄物処理システムの検討にあたり、有識者や関係団体、市民等の意見を反映するため、函館市新廃棄物処理システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新たな廃棄物処理システムの検討に関すること。
- (2) 新たな廃棄物処理施設の整備に係る基本的事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は市が指定する者および公募による市民の計10人以内をもって組織する。

- 2 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する検討協議が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、環境部環境推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。